

改正

平成18年12月13日本部訓令甲第21号

平成23年6月21日本部訓令甲第9号

平成30年3月20日本部訓令甲第7号

平成31年2月26日本部訓令甲第1号

群馬県警察情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

群馬県警察情報セキュリティに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察情報システム等及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁が設置する情報システム及び群馬県警察が設置する情報システムであって警察庁が設置する情報システムと接続されているものをいう。
- (6) 警察情報システム等 警察情報システム及び群馬県警察が設置する情報システムであって、警察情報システム以外のものをいう。
- (7) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
  - ア 警察情報システム等に記録された情報（書面に記載された情報であって、その内容が警察情報システム等に入力されたものを含む。）
  - イ 警察情報システム等から出力された情報
  - ウ 警察情報システム等以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって、職員が職務上取り扱うもの
  - エ 警察情報システム等の設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第3条 群馬県警察に情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括する。

(群馬県警察情報セキュリティ委員会)

第4条 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他群馬県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、群馬県警察本部に群馬県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の形態に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準は、別に定める。

(職員の責務)

第6条 職員は、警察情報システム等及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 群馬県警察に、情報セキュリティ監査責任者を置き、警務部総務統括官をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(例外措置等)

第8条 この訓令の規定による情報セキュリティの維持に関する事項を遵守することが困難であり、かつ、合理的理由がある場合は、この訓令の規定にかかわらず、警察情報システム等及びこれらにおいて取り扱われる情報について、別の取扱いを行うことができる。

2 前項の規定による情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成18年12月13日本部訓令甲第21号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日本部訓令甲第9号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日本部訓令甲第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月26日本部訓令甲第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年3月8日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。